給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第８号
秋田市飯島字飯島水尻334番地
再生債務者　佐々木盛樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台２丁目７番地18
再生債務者　文随　三男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第３号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1881番地15
再生債務者　永井　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２２年（再ロ）第１４号
広島県東広島市黒瀬町小多田101番地21
再生債務者　岩佐　康邦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１３号
鹿児島市与次郎２丁目６番６―411号
再生債務者　福山　　悠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
鹿児島県指宿市東方306番地26
再生債務者　住吉　次雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（再ロ）第１１６号
大阪市港区築港３丁目３番１―923号
再生債務者　馬場　政昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１２号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番16号
再生債務者　川端　泰政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第５号
大阪府東大阪市東山町10番18号
再生債務者　髙田　健治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２８号
埼玉県川口市芝新町13番10―301号　タウンヒルズしば
再生債務者　大塚　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月２日
さいたま地方裁判所第３民事部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。
平成 23 年３月 31 日　　国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第31条第１項の表中「$\frac{30.60}{1,000}$」を「$\frac{33.20}{1,000}$」に、「$\frac{4.07}{1,000}$」を「$\frac{4.66}{1,000}$」に、「$\frac{61.20}{1,000}$」を「$\frac{66.40}{1,000}$」に、「$\frac{8.14}{1,000}$」を「$\frac{9.32}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　東急ストア企業年金基金
２．事務所の所在地　東京都目黒区上目黒１丁目21番12号
３．実施事業所の名称及び所在地　株式会社東急ストア　東京都目黒区上目黒１丁目21番12号、東光食糧株式会社　神奈川県川崎市川崎区東扇島23番４、東光食品株式会社　茨城県水戸市小林町1199、株式会社協同技術センター　神奈川県川崎市川崎区東扇島23番４、東光サービス株式会社　東京都目黒区祐天寺２丁目13番３号、株式会社東光フローラ　神奈川県川崎市宮前区水沢１丁目１番１号
４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。
５．解散認可年月日　平成23年３月31日
平成 23 年５月 13 日
東京都目黒区上目黒１丁目21番12号
東急ストア企業年金基金
理事長　石川　　勉

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、施行令第59条に基づき次のとおり公告します。
１．清算人氏名　関沢　英喜
２．住所　千葉県市川市新田４丁目10番２号
平成 23 年５月 13 日
東急ストア企業年金基金
理事長　石川　　勉

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月十五日
掲載頁　四十七頁（号外第八十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月十日
掲載頁　九十四頁（号外第三十七号）
平成二十三年五月十三日
東京都港区虎ノ門三丁目一一番一号ニッセイ虎ノ門ビル四階
（甲）オーウェンス・コーニング・ジャパン株式会社
代表取締役　武田　哲夫
東京都港区虎ノ門三丁目一一番一号ニッセイ虎ノ門ビル四階
（乙）オーシーヴィー津株式会社
代表取締役　武田　哲夫